

福運整第180号の2  
福運輸第153号の2  
令和5年6月13日

管内事業用自動車運送事業者 各位

福島運輸支局長  
(公印省略)

### 事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止の徹底について

事業用自動車の運転者による飲酒運転事案については、関係機関、関係団体及び事業者の取り組みにより、令和3年には東北運輸局管内で8件発生した飲酒運転事案が令和4年には1件となったところですが、令和5年5月末時点で3件の飲酒運転事案が発生し、本年6月5日には、福島県郡山市に営業所を置く一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が乗務の途中に飲酒し、酒酔い運転で現行犯逮捕される事案がありました。

特に、令和4年に発生した1件及び上記事案を含む令和5年に発生した3件は、いずれも乗務の途中に飲酒していたことが判明しております。

令和3年度から令和7年度を計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」において「飲酒運転ゼロ」の目標を掲げている中で、このような状況となっていることは誠に遺憾です。

つきましては、飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪行為であることを認識させ、飲酒運転の防止を徹底するよう、下記について周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1. 運転者に対する指導監督の徹底について

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、次のとおり指導監督を徹底すること。

- (1) 飲酒の影響を理解させるため、アルコール（飲酒量）が運転に及ぼす影響や飲酒習慣が健康に及ぼす影響について、計画的かつ継続的に教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むとともに、アルコール依存症が疑われる場合は、早期に専門医への相談を促す等適切にサポートすること。

○バス事業者編：

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf)

○タクシー事業者編：

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/taxi\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/taxi_honpen.pdf)

○トラック事業者編：

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf)

(3) 飲酒運転が発覚した場合、自身のみならず所属する運送事業者の管理責任、社会的責任が追求され信用を大きく失墜すること、また、家族や周囲の人の生活への影響が及ぶこともあり得ることを理解させ、改めて「飲酒運転を絶対にしない」意識の定着を図ること。

## 2. 点呼の厳正な実施について

(1) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を徹底すること。

(2) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること。